

令和6年度山口県准看護師試験実施要領

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定に基づく令和6年度山口県准看護師試験の実施について、必要な事項を次のとおり定める。

1 試験期日

令和7年2月13日（木）午後1時30分から午後4時まで

2 試験会場

山口県セミナーパーク（山口市秋穂二島1062番地）

3 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 受験資格

次のいずれかに該当する者で、原則として、山口県内の看護師等学校養成所を修業又は卒業した者（見込みの者を含む）、山口県内に就業地を有する者（就業予定の者を含む）又は山口県内に住所を有する者とする。

なお、（1）から（5）については、令和7年3月31日までに修業又は卒業する見込みの者を含む。

- （1）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者。
- （2）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者。
- （3）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者。
- （4）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者。
- （5）文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者。
- （6）外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が上記（3）から（5）までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの。
- （7）外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、上記（6）に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、山口県知事が適当と認めたもの。

この場合において、山口県准看護師試験受験資格認定の手続き及び審査方法については、別に定める「外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国におい

て看護師免許を得た者の山口県准看護師試験受験資格認定に関する要領」のとおりとする。

5 受験願書等の請求

受験願書を請求しようとする者は、郵送又は山口県准看護師試験事務局（以下、「事務局」という。）窓口で受験願書等を請求する。

(1) 請求方法

ア 郵送による請求

- 以下により、事務局宛てに請求する。
 - なお、手元に到着するまで、1週間程度かかることから、早めに請求すること。
 - (ア) 封筒の表面には、「准看護師試験願書請求」と朱書きし、事務局宛てに請求する。請求する封筒の大きさは問わない。
 - (イ) 返信用封筒を作成する。封筒は、角形2号（縦33cm×横24cm、A4版の用紙が折れずに入るもの）とし、封筒表面には返信先（請求者）の郵便番号・住所・氏名を必ず記載し、180円切手（速達郵便の場合は480円切手）を貼付する（普通郵便物、定形外郵便物、100gまで）。
 - なお、受験願書を複数請求の場合は、受験願書の返信に必要な額の切手を、返信用封筒に貼付すること。
 - 作成した返信用封筒は折り曲げて差し支えない。
 - (ウ) (ア)の封筒に(イ)の返信用封筒を入れ、事務局宛てに請求する。
- 事務局は、受験願書請求を受け付けた者に下記の書類を送付する。
 - (ア) 受験願書・受験票・写真票（一葉）
 - (イ) 受験要領

イ 窓口での請求

事務局窓口にて、必要部数を請求する。なお、受付時間は、土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

6 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、下記の書類を事務局に提出する。

ア すべての受験者が提出する書類等

(ア) 受験願書・受験票・写真票（一葉）

所定の様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証明する書類）に記載されている文字を使用する。

(イ) 写真

出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6cm、横4cmのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、写真票に貼り付けた上、同写真票に所定の事項を記載して提出する。

なお、写真の提出に当たっては、次のいずれかの方法で、その写真が受験者本人と相違ないことの確認を受ける。

- ① 卒業した又は在籍している看護師等学校養成所において、当該学校養成所の印又は刻印により写真に割印を受ける。
- ② 受験者本人が、事務局において確認を受ける場合は、出願書類及び写真の貼ってある身分証明書等（運転免許証、学生証、旅券、公的機関の発行した身分証明書等）を提示し、受験者本人の確認を受ける。

(ウ) 返信用封筒

角形2号のもので、表面に返信先（請求者）の郵便番号・住所・氏名を必ず記載し、620円の郵便切手を貼り付け、朱書きで書留（一般書留）の表示をする。

イ 4の（1）から（5）に該当する者が提出する書類

次のいずれかに該当する書類を提出する。

- (ア) 卒業し、若しくは在籍している看護師等学校養成所の修業（卒業）証明書若しくは修業（卒業）判定証明書若しくは修業（卒業）見込証明書
- (イ) 卒業し、若しくは在籍している看護師等学校養成所の長が所定の欄に修業（卒業）若しくは修業（卒業）見込みを証明した受験願書
- (ウ) 看護師等学校養成所が取りまとめて受験願書を提出する場合、当該学校養成所の全受験者分を一覧とし、修業（卒業）若しくは修業（卒業）見込みを証明した書類（様式任意）

また、上記（ア）から（ウ）に該当する修業（卒業）見込みを証明する書類を提出した者にあつては、令和7年3月31日（月）午後5時までに修業（卒業）証明書若しくは修業（卒業）判定証明書を提出（必着）する。期限までに提出がない者は、当該受験を無効とし、合格証書の交付はしないこととする。

ウ 4の（6）に該当する者が提出する書類

看護師国家試験受験資格認定書の写し（事務局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は看護師国家試験受験資格認定見込書の写し（事務局に当該認定見込書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）。この場合、看護師国家試験受験資格認定見込書の写しを提出した者にあつては、令和7年3月31日（月）午後5時までに看護師国家試験受験資格認定書の写し（事務局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）を提出（必着）する。期限までに提出がない者は、当該受験を無効とし、合格証書の交付はしないこととする。

- エ 4の(7)に該当する者が提出する書類
山口県准看護師試験受験資格認定書の写し(事務局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの)
- オ 山口県外に住所を有し、かつ山口県外の学校養成所を修業(卒業)又は修業(卒業)見込みの者が提出する書類
山口県内の就業若しくは就業予定施設の長が就業若しくは就業が内定していることを証明した書類(様式任意)

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等

- ア 受験に関する書類は、令和7年1月7日(火)から令和7年1月14日(火)までに、直接持参又は郵送により事務局へ提出する。
- イ 直接持参する場合の受付時間は、アの期間中(土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く)の午前9時から午後5時までとする。
- ウ 郵送する場合は、封筒の表面に「准看護師試験願書在中」と朱書きし、書留(一般書留)郵便をもって送付する。この場合、令和7年1月14日(火)までの消印があるものを有効とする。
- エ 受験に関する書類を受理した後は、返還は認めない。

(3) 受験手数料

- ア 受験手数料は6,900円とし、受験手数料の額に相当する山口県収入証紙を受験願書に貼付することにより納付する。この場合、山口県収入証紙は消印しない。
- イ 山口県収入証紙の入手が困難な場合は、事務局に連絡する。
- ウ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料の返還は認めない。

(4) 受験票の交付

事務局は、令和7年2月3日(月)までに、郵送により受験票を交付する。

7 受験に伴う配慮

- (1) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能等に障害を有する者で受験に伴う配慮を希望するものは、令和7年1月14日(火)までに事務局に申し出る。
- (2) 事務局は、(1)で申し出た受験者に対して、それぞれの障害種別の特性を踏まえて適切に対応する。

8 災害時の対応

事務局は、災害により准看護師試験の時間等に変更が生じる場合、山口県医療政策課ホームページにその旨を掲載し、受験者に周知する。

9 合格者の発表

事務局は、令和7年3月13日（木）午前9時に、山口県庁1階エントランスホール掲示板及び山口県医療政策課ホームページに合格者の受験番号を掲示して発表する。

10 試験結果の提供

- (1) 事務局は、受験者本人が申し出た場合に限り、受験者本人の総得点及び科目別得点を提供する。
- (2) 試験結果の提供を希望する者は、令和7年3月13日（木）から令和7年4月11日（金）までに、受験票を持参し、事務局に申し出る。

11 手続及び問い合わせ先

山口県准看護師試験事務局

（住所）〒753 - 8501

山口県山口市滝町1番1号

山口県健康福祉部医療政策課内

（電話）083（933）2928